

本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

小城市長 様

小城市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり登録の（内容の変更・廃止）を届け出ます。

登録 を し て い る 人	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	変更内容	氏名・住所・本籍・その他（ ）
	変 更 前	
	変 更 後	

○代理人が届出をする場合は、次の欄に記入してください。

・代理人 委任状 ・法定代理人（未成年者の法定代理人・成年被後見人の代理人）

代 理 人	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	電話番号	

届出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

○窓口に来た方が本人であることを確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書等）

郵送の場合は、本人確認書類の写しを提出してください。

○代理人による届出の場合は、委任状（必ず原本を提出してください。）

○法定代理人による届出の場合は、登録をしている人との関係が分かる戸籍（本籍地が当市である場合は、省略することができます。）

※次の欄は、記入しないでください。

受付者	入力者	受 付 方 法	本人等の確認方法	登録No.	
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

本人通知制度事前登録（変更・廃止）について

- 1 この届出書は、小城市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に事前登録された方に係る登録内容に変更があったとき、又は事前登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届出書を提出しようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、委任状による代理での届出をすることができます。
- 3 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録を受けようとする方が、疾病その他やむを得ない理由等により、直接届出をすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住している場合において、窓口で直接届出をすることが困難なとき
- 4 この届出書により事前登録を廃止した場合において、届出日の前日までに住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を発送すべき事案があるときは、届出日以降であっても通知書を送付します。